

別府市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

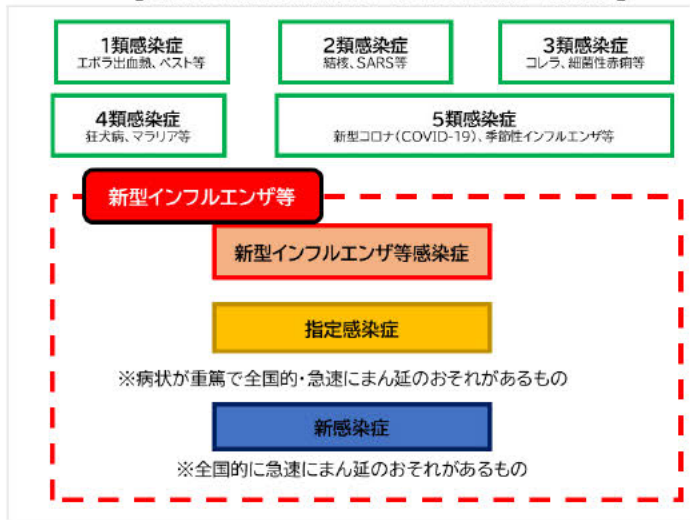
別府市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

趣旨

別府市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割を示す計画

【図1】 【感染症法及び特措法における感染症の分類】

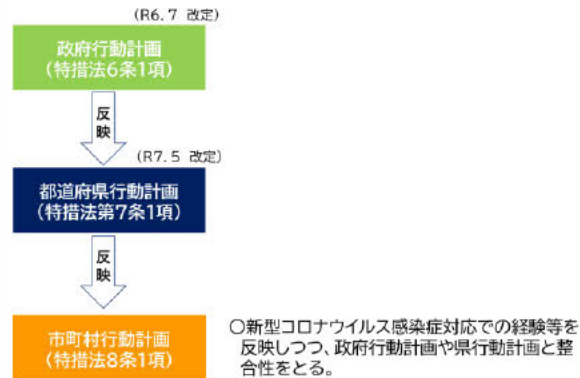


経緯

当初作成	平成20年8月「別府市新型インフルエンザ等対策行動計画」として策定
直近の改定	令和2年4月「別府市新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定
今回の改定	令和8年3月「別府市新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定

計画の位置づけ

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるもの。



（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

【市町村行動計画に定めるべき事項】

1. 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
2. 次に掲げる事項
 - ① 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ② 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置
 - ③ 生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置
3. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体裁に関する事項
4. ほかの地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
5. その他市町村長が必要と認める事項

対策の目的

市民の生命及び健康の保護

感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負担を軽減する。

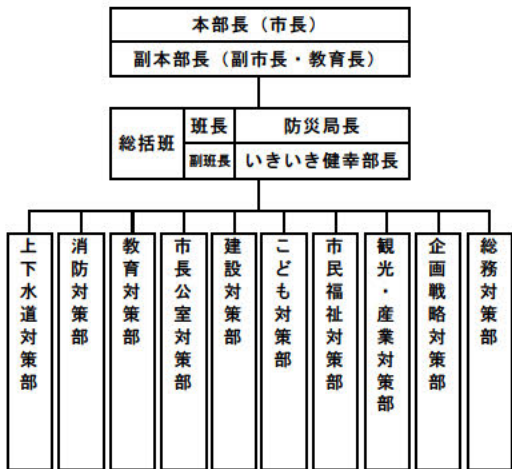
市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる。

改定のポイント

記載項目	現行計画	新行動計画
対象疾患	主に新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症を念頭に記載を充実
発生段階/対策段階	6段階の発生段階 ①未発生期②海外発生期③国内発生早期④県内発生早期⑤県内感染期⑥小康期	対策段階として「準備期」「初動期」「対応期」の3期を設定
平時の備え	未発生期に記載	平時の備えの重要性を再認識したことから、特に準備期の取組を充実
対策項目	7項目 ①危機管理組織(実施体制)②サーベイランス③情報収集・提供・共有④予防・まん延防止⑤医療⑥市民生活及び地域経済の安定の確保	新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ7項目に拡充 ①実施体制②情報提供・共有、リスクコミュニケーション③まん延防止④ワクチン⑤保健⑥物資⑦住民の生活及び地域資源の安定の確保
実施体制	—	本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長)の下に新たに総括班(班長:防災局長、副班長:いきいき健康部長)を据え、体制を強化
担当の明確化	—	対応毎に担当課を記載し、責任を明確化
実効性の確保	—	概ね6年ごとに実施される予定の政府・県行動計画改定にあわせて、市行動計画も改定

実施体制



各項目ごとの主な取組み

①実施体制

- 平時から、国、県、関係機関など多様な機関と連携を図る
- 国が政府対策本部を設置した場合等、国・県の動きに応じて、市対策本部を設置する。

準備期	初動期	対応期
・市行動計画の作成 ・関係機関との連携強化 ・業務継続計画の作成・変更	・必要に応じて市対策本部の設置 ・対策に必要な予算の迅速な確保	・市民生活や地域経済活動に関する情報等の継続的共有 ・職員の派遣及び応援依頼の検討、対応

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 偏見、差別等に関する啓発
- 偽・誤情報に関する啓発
- 情報の受取手の反応や関心を把握・共有してコミュニケーションを行う

準備期	初動期	対応期
・感染症に関する情報提供、共有 ・偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等、偽・誤情報に関する対応	

③まん延防止

- 感染が疑われる場合の不要不急の外出の自粛等、平時から有事の対応等について理解促進を図る。
- 業務継続計画等の準備を行う

準備期	初動期	対応期
・市民等に向けた、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	・市内でのまん延防止策の準備	・市民等への基本的な感染症対策に係る要請等

④ワクチン

- 平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備
- 接種予定数の把握を行うとともに、接種に向けた必要な資材等や人材を確保
- システムを活用した接種記録の適切な管理

準備期	初動期	対応期
・接種体制の構築に必要な協議を関係機関と行う ・DXの推進(予防接種事務のデジタル化)	・接種体制の構築	・市民への接種に関する情報提供・共有 ・予防接種の開始 ・接種記録の管理 ・健康被害救済への適切な対応

⑤保健

- 県及び保健所と連携し、感染症対応が可能となる人材の育成
- 健康観察の支援

準備期	初動期	対応期
・県等と連携した研修・訓練等を通じた人材育成	・新型インフルエンザの特性等に対する情報の共有	・県が実施する健康観察の支援 ・県や保健所の求めに応じ、当該患者やその濃厚接触者に対する日常生活の支援を行う

⑥物資

- 物資の備蓄状況を随時確認
- 有事における近隣自治体等との相互融通協力

準備期～初動期	対応期
・感染症対策物資等の備蓄	・県や近隣市町村等と備蓄物資等の供給に関する相互協力を努める

⑦市民生活及び市民経済の安定確保

- 自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル対策等の実施
- 国からの要請の基、高齢者、障害者等要配慮者等に必要に応じ生活支援を行う

準備期	初動期	対応期
・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	・遺体の火葬・安置	・住民生活の安定確保を対象とした支援の実施 ・社会経済活動の安定の確保を対象とした事業者に対する支援及び住民の生活、地域経済の安定に関する支援